

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和6年2月21日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2300238号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2300080号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成9年6月1日から平成13年10月1日までの期間及び平成15年9月1日から平成16年6月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成9年6月から平成10年7月までの標準報酬月額については22万円から24万円、同年8月及び同年9月の標準報酬月額については22万円から28万円、同年10月から平成12年9月までの標準報酬月額については24万円から28万円、同年10月から平成13年9月までの標準報酬月額については26万円から28万円、平成15年9月から平成16年5月までの標準報酬月額については28万円から30万円とする。

平成9年6月から平成13年9月まで及び平成15年9月から平成16年5月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成9年6月から平成13年9月まで及び平成15年9月から平成16年5月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成9年6月1日から平成10年8月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、上記1の訂正後の標準報酬月額から平成9年6月から同年9月までは26万円、同年10月から平成10年7月までは28万円とする。

平成9年6月から平成10年7月までの訂正後の標準報酬月額(上記1の訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成9年6月1日から平成13年10月1日まで
② 平成15年9月1日から平成16年6月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間①及び②の標準報酬月額について、日本年金機構の記録と給料支払明細書に記載されている支給額が相違している。給料支払明細書を提出するので、調査の上、請求期間に係る標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①及び②について、請求者から提出されたA社の給料支払明細書により、当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額（平成9年6月から平成10年9月までについては22万円、同年10月から平成12年9月までについては24万円、同年10月から平成13年9月までは26万円、平成15年9月から平成16年5月までは28万円）を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除をしていたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額に見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び②に係る標準報酬月額については、上記給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成9年6月から平成10年7月までは24万円、同年8月から平成13年9月までの標準報酬月額については28万円、平成15年9月から平成16年5月までは30万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②について、関連資料を廃棄したため不明である旨回答した上で、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届等を社会保険事務所（当時）に対し、誤った額で提出し、厚生年金保険料についても結果的には誤った額を納付したと思われる旨回答しているほか、請求者の給料支払明細書で確認できる報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①のうち平成9年6月1日から平成10年8月1日までの期間については、請求者から提出された給料支払明細書により、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額が上記1の厚生年金特例法による記録訂正後の標準報酬月額を超えていることが認められる。

したがって、平成9年6月から平成10年7月までの標準報酬月額については、上記給料支払明細書により確認できる本来の報酬月額から、平成9年6月から同年9月までは26万円、同年10月から平成10年7月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（上記1の訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額と

して記録することが必要である。